

区内幼児療育通所施設で提供している食材の食品衛生法に基づく放射性物質検査

核種	食品、添加物の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第2号)の規定に基づく食品中の放射性物質に関する基準値	
放射性セシウム(134及び137)	飲料水等	10
	牛乳	50
適用基準	乳児用食品	50
	一般食品	100

番号	施設名	検体送付日	結果判明日	品名	生産地	生産年度	セシウム134		セシウム137		適用基準
							結果	検出下値	結果	検出下値	
1	すくすくのびのび園	平成27年3月2日	平成27年3月4日	牛乳	北海道		不検出	1.1	不検出	1.2	一般食品
2	すくすくのびのび園	平成26年11月28日	平成26年12月2日	牛乳	北海道		不検出	0.69	不検出	1.1	一般食品
3	すくすくのびのび園	平成26年10月31日	平成26年11月5日	胚芽米	長野県	26年度	不検出	1.0	不検出	0.93	一般食品
4	すくすくのびのび園	平成26年10月17日	平成26年10月21日	白米	佐賀県	26年度	不検出	1.1	不検出	1.4	一般食品
5	すくすくのびのび園	平成26年5月28日	平成26年6月2日	胚芽米	長野県	26年度	不検出	0.9	不検出	1.2	一般食品
6	すくすくのびのび園	平成26年9月19日	平成26年9月25日	牛乳	北海道		不検出	1.1	不検出	0.86	牛乳
7	すくすくのびのび園	平成26年5月28日	平成26年6月2日	牛乳	北海道		不検出	1.1	不検出	0.9	牛乳

単位は、1キログラムあたりのベクレルです。

「不検出」とは、検出下限値未満のことです。

区内幼児療育通所施設の給食に関することは、すくすくのびのび園(電話03-3714-1617)